

千葉県告示第811号

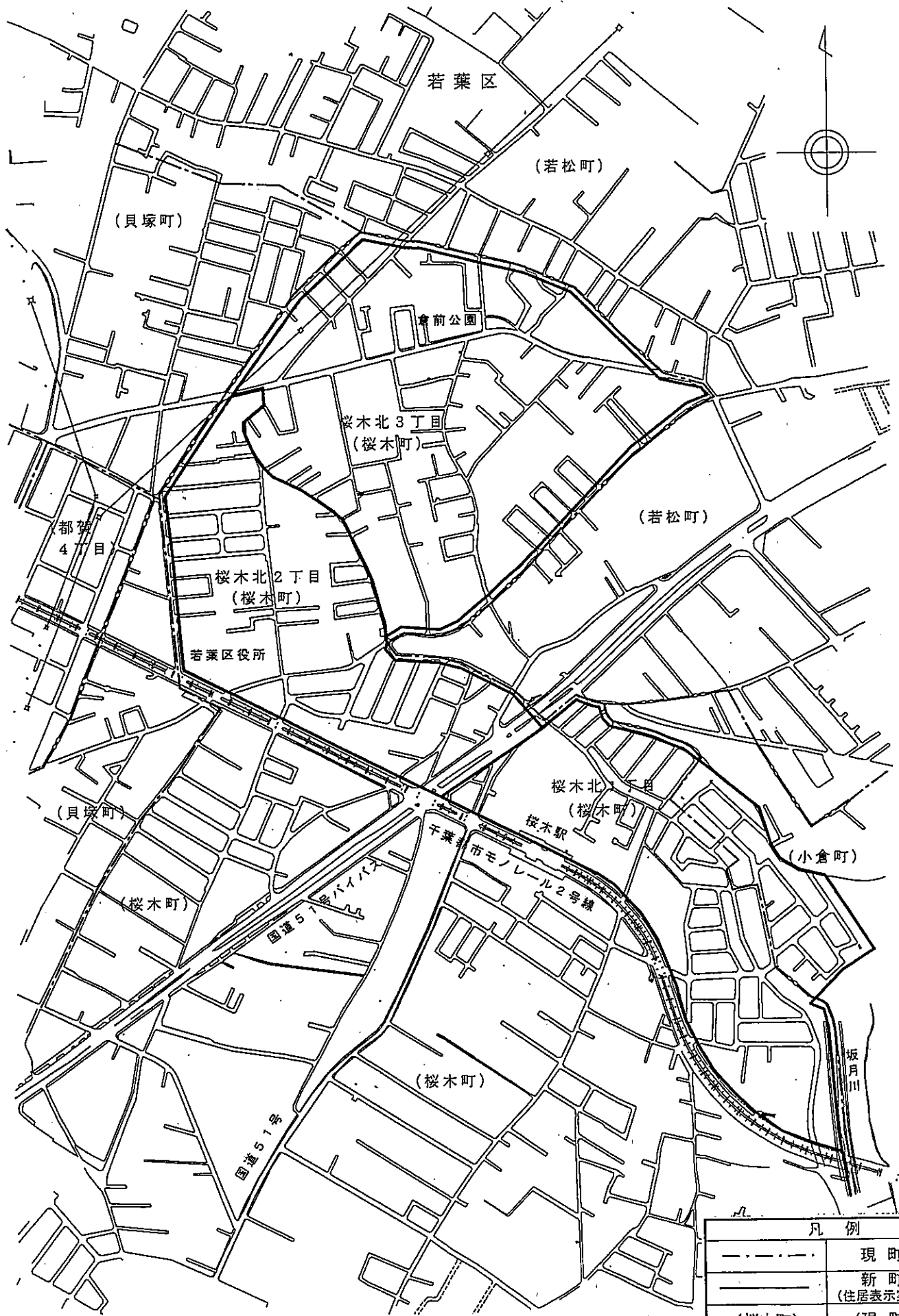
町の区域及び名称の変更について別図のとおり定めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示します。

平成18年12月14日

千葉市長 鶴岡 啓一

- 1 実施区域 若葉区桜木町及び小倉町の各一部区域
- 2 実施期日 平成19年2月5日

# 別 図



凡 例	
- - - - -	現 町 界
— — — — —	新 町 界 (住居表示実施区域)
(桜木町)	(現 町 名)
桜木北1丁目 桜木北2丁目 桜木北3丁目	新 町 名